

令和 4 年 8 月 26 日 開催

令 和 4 年

第 8 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和4年第8回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月26日（金）開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大槻 實男	4番	川村 稔
1番	西浦 克彦	6番	佐藤 勉
2番	立藏 義春	7番	近江 政夫
3番	八戸 千修	8番	山田 美代子
		9番	菅原 秀樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松浦 真人	農地課長	加藤 秀紀
局次長	榎本 剛	主査	河合 直樹

以上4名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について

議案第2号 農地法第18条の規程による通知に係る成立状況の確認について

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について

報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14:00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第8回農業委員会総会を開会いたします。

まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元配付した日程のとおり、議案3件、報告1件、計4件となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは本日の日程に進みます。

日程第1議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、6番佐藤委員、9番近江委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の3ページをご覧願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

4ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、548平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて8月17日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番西浦委員から、ご報告願います。

1番（西浦委員）

議案第1号、土地の現況証明書の交付について番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、八戸委員、川村委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、市道とJRの線路に挟まれた、長期にわたり、耕作されていない狭小な土地で、雑草や雑木が繁茂する、原野状態でありました。

のことから、番号1について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規程による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の5ページをご覧願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を
ご説明申し上げます。

本件については、農地法第18条第6項の規定により、2件の合意解約通知書の提出
があったので、その解約の成立状況について審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、
面積は、5千953平方メートル。

貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、平成18年5月1日付け農地法第3条で、解約申入
れ日、合意解約日、土地の引渡日は令和4年7月22日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

7ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、
面積は、2千475平方メートル。

貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和元年11月28日付け農用地利用集積計画で、解
約申入れ日、合意解約日、土地の引渡日は令和4年7月20日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日におこなわれました予備審査の結果について、ご報告いただきたい
と思います。

それでは、調査委員を代表して、1番西浦委員から、ご報告願います。

1番（西浦委員）

議案第2号農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について番号1
および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見
が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について事務局から説明を受け、合意解約における要件につい
て調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が
6カ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたし

ました。

以上、議案第2号番号1および番号2の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の8ページをご覧願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転1件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

議案書の9ページをご覧願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2千475平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

権利の種類は所有権、利用目的は畑、所有権の移転時期および引渡しの時期は令和4年9月1日、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、10ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日におこなわれました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番西浦委員から、ご報告願います。

（「なし」の声あり）

1番（西浦委員）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、譲渡人および譲受人の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号番号1の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

議長（大槻会長）

佐藤委員どうぞ。

6番 佐藤勉委員

ベルヴュさんで今回土地を買うと思うんですが、買ったら畑でなにか蒔く予定はあるのですか。

事務局（松浦局長）

ここではワイン造りということで、ブドウの畠を作っていくのですが、ただ全体面積が39ヘクタールあって全てをブドウ畠にするわけではないです。

大半はそういう形でブドウ畠をやっていきます。

この秋にワイナリーの建設に着手をして来年の当初には、5月ぐらいにワイナリーとなる建物が完成する予定でしたが、若干ずれ込むようで、建物を建てて、ブドウがというと、だいたい3年くらいでワインを作れるようなブドウになっていく。

ワインもだいたい2年間寝せるというのが、その経営の考え方のようとして、早くとも2026年くらいには地元で作った苗木でできたブドウのワインが皆さんに提供できると思います。

ご質問につきましては、ここでブドウの苗木を育てていくという考え方です。

以上です。

議長（大槻会長）

ありがとうございました。

佐藤委員よろしいでしょうか。

6番 佐藤勉委員

わかりました。

議長（大槻会長）

他に質問ございませんか。

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第5、報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の 11 ページをご覧願います。

報告第 1 号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が 5 件あったことから、「函館市農業委員会規程」第 23 条第 1 項第 4 号の規定により専決処分を行ったもので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

12 ページをお開き願います。

このページの番号 1 から 16 ページの番号 5 まで市街化区域 4 件、区域外 1 件、計 5 件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、2点お話をございます。

まず、1点目ですが、次回の総会は、9月29日木曜日午後2時から市役所8階2会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は、9月5日月曜日となっております。

続いて、2点目ですが、次回総会の現地調査日は、9月22日木曜日午後1時からとなります。

それでは、9月の現地調査委員を指名いたします。

2番立藏委員、6番佐藤委員、7番近江委員以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会となりましたが、このあと、事前にご案内しておりましたとおり、事務局から肥料価格 高騰対策事業など、農業施策について説明を行いますので、準備が整うまでの間、暫時休憩といたします。

15：00　閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 佐藤 勉

署名委員 菅原秀樹